様式第一の記載要領第四号の表沖縄の金融業務特別地区における認定法人の所得の特別控除の項中「第60条第１項の表の第３号」を「平成26年旧措置法第60条第１項の表の第３号」に改め、同項の次に次のように加える。

沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の所得の特別控除	第60条第２項	00544	法規別表十(一)「16」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表農業経営基盤強化準備金の項中「第61条の２第１項」の次に「又は平成26年旧措置法第61条の２第１項」を加え、「別表十二（十三）「10」」を「別表十二（十五）「10」」に改め、同表農用地等を取得した場合の課税の特例の項中「第61条の３第１項」の次に「又は平成26年旧措置法第61条の３第１項」を加え、「別表十二（十三）「43」」を「別表十二（十五)「43の計」」に改め、同表収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例の項及び換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の項を次のように改める。

収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	第64条第１項又は第８項	00356	法規別表十三(四)「21」の欄の金額（当該金額が同表「23」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
	第64条の２第１項又は第２項	00357	法規別表十三(四)「25」の欄の金額（当該金額が同表「27」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
	第64条の２第７項において準用する第64条第１項又は第64条の２第８項において準用する第64条第８項	00545	法規別表十三(四)「21」の欄の金額（当該金額が同表「23」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	第65条第１項又は第５項	00216	法規別表十三(四)「34」の欄の金額（当該金額が同表「40」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
	第65条第３項において準用する第64条第１項又は第８項	00546	法規別表十三(四)「21」の欄の金額（当該金額が同表「23」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
	第65条第３項において準用する第64条の２第１項又は第２項	00547	法規別表十三(四)「25」の欄の金額（当該金額が同表「27」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
	第65条第３項において準用する第64条の２第７項において準用する第64条第１項又は第65条第３項において準用する第64条の２第８項において準用する第64条第８項	00548	法規別表十三(四)「21」の欄の金額（当該金額が同表「23」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

様式第一の記載要領第四号の表特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の項中「平成25年旧措置法」を「平成26年旧措置法」に改め、同表農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除の項中「第65条の５第１項」の次に「又は平成26年旧措置法第65条の５第１項」を加え、同表特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の項を次のように改める。

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	第65条の７第１項若しくは第９項若しくは第65条の９（第65条の７第１項の表の第１号）又は平成26年旧措置法第65条の７第１項若しくは第９項若しくは平成26年旧措置法第65条の９（平成26年旧措置法第65条の７第１項の表の第１号）	00359	法規別表十三(五)「18」の欄の金額（当該金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
	第65条の７第１項若しくは第９項若しくは第65条の９（第65条の７第１項の表の第２号）又は平成26年旧措置法第65条の７第１項若しくは第９項若しくは平成26年旧措置法第65条の９（平成26年旧措置法第65条の７第１項の表の第２号）	00360	
	第65条の７第１項若しくは第９項若しくは第65条の９（第65条の７第１項の表の第３号イ又はロ）又は平成26年旧措置法第65条の７第１項若しくは第９項若しくは平成26年旧措置法第65条の９（平成26年旧措置法第65条の７第１項の表の第３号イ又はロ）	00549	
	第65条の７第１項若しくは第９項若しくは第65条の９（第65条の７第１項の表の第３号ハ）又は平成26年旧措置法第65条の７第１項若しくは第９項若しくは平成26年旧措置法第65条の９（平成26年旧措置法第65条の７第１項の表の第３号ハ）	00550	
	平成26年旧措置法第65条の７第１項若しくは第９項又は平成26年旧措置法第65条の９（平成26年旧措置法第65条の７第１項の表の第４号）	00361	
	第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第４号）	00551	
	平成26年旧措置法第65条の７第１項若しくは第９項又は平成26年旧措置法第65条の９（平成26年旧措置法第65条の７第１項の表の第５号）	00362	